

区政への主な意見と回答 令和6年5月分

5月にみなさまから寄せられた区政へのご意見・ご要望は73件でした。

そのうち、主なものを掲載します。

内容から個人が特定されるようなものは除いてあります。

※区からの回答は当時のものであるため、現在とは異なる場合があります。

お問い合わせ 区政相談課 電話 03-3312-2111 (代表)

1 中央図書館について 令和6年5月7日受付

Q 中央図書館は、区内で一番大きい図書館で、なおかつ本の所蔵数、観覧席が一番多い図書館だと思います。普段から利用していますが、休日は17時に閉まるのはかなり早すぎると思います。休日こそ図書館に行っていっぱい調べたいのに、17時で閉まるとなると全然満足できません。学校の友達にも同じような方が結構いて、改善していただきたいのご意見を寄せています。杉並区で一番規模の大きな図書館なら多くの方が利用すると思うので、平日の閉館時間を20時から21時へ、休日の閉館時間を17時から21時へ時間延長を希望します。

A 杉並区立図書館の開館時間は、月曜から土曜は午前9時から午後8時まで、日曜祝日は午後5時までを基本として運営しています。ただし、永福図書館と今川図書館については、併設施設の運営に合わせて開館時間を長くしています。

図書館の運営時間は、人員の手配や施設維持に要する経費などを総合的に考えたうえで現在の形に設定しています。現時点においては、現行の時間を変更することは非常に難しい状況にあります。

担当 中央図書館

2 区民事務所の混雑状況 令和6年5月7日受付

Q 区民事務所の混雑(待ち人数)状況がインターネットで確認できる自治体があります。これは、取り入れても良いのではないのでしょうか。

A 窓口の混雑状況をスマートフォン等で確認できるシステムにつきましては、平成29年

10月30日から区役所本庁の区民課窓口を導入し、令和6年2月にはより利用しやすくなるようシステムの更新を行いました。窓口の混雑状況やお呼び出しまでの時間の目安を皆様にお知らせすることで、待ち時間の短縮やお待ちいただいている間の不安感の解消等に役立っているものと考えています。

各区民事務所に同様のシステムを導入し、区民課区民係のすべての窓口混雑状況をお知らせすることで、転入等の手続きや住民票、印鑑証明等の取得を予定されている方が、混雑状況を把握し、窓口の選択することが可能になります。

そのため、現在導入に向けた検討を行っているところです。

担当 区民課

3 ゆうゆう和泉館の駐輪所 令和6年5月7日受付

Q ゆうゆう和泉館の最寄り駅は井の頭線永福町駅と丸ノ内線方南町駅です。いずれも徒歩15分程度です。バス停「釜寺」や「方南八幡通」からも15分程度かかります。そのため、利用者からは地の利が悪いため自転車を利用するしかないとの声が多いです。

また、近隣の利用者は徒歩での来館は難しく、自転車利用が多いのですが、敷地面積が狭いため駐輪所が足りません。そのため、出入り口のスロープ脇に一列に駐輪しています。毎年、防災訓練での注意事項です。

このような現状なので、可能ならば隣の建物の敷地の一部をゆうゆう和泉館の駐輪所として使用させていただけないか、杉並区の方で交渉していただけないでしょうか。

A 現在、各ゆうゆう館の駐輪スペースは、敷地や施設構造等の制約から最大でも5～6台程度で、ご指摘の和泉館をはじめ十分とは言えない状況にあると認識しています。

今後、各施設の老朽化に伴う大規模改修や改築を計画的に進めていく際に、必要な駐輪スペースの確保を図っていく考えですので、直ちにご要望に沿い難いことをご理解ください。

担当 高齢者施策課

4 さざんかねっこの機能性と使いづらさについて 令和6年5月13日受付

Q 松ノ木運動場のテニスコートを予約したく、さざんかねっことを何度か利用してみたのですが、システムがわかりづらく、初めての人や慣れていない人にはとても使いづらい非

常に古いシステムだと思えます。

さざんかねっとのシステム管理・運営を民間企業に委託している、また予算が発生している等あれば、一般的なレベルの利便性に合わせた見直しとシステム改善が必要と思えます。

また、予約期間や抽選期間などの情報は現地施設に掲示されたカレンダーか、杉並区ホームページ上の利用ガイドブックの PDF ファイルからしか確認できないのは不便だと思えます。松ノ木運動場のホームページにも掲載していただきたいです。

A システムの操作性につきましては、これまでにスポーツ団体等からもご意見を頂いています。このさざんかねっとについては、令和6年度末に入替を予定しており、現在システム構築作業中です。新システムでは、これまで頂いてきたご意見も踏まえ、操作に不慣れな方にもスムーズにご利用していただけるよう、画面を見やすく分かりやすい構成とするなど、改善を図っていきます。

また、松ノ木運動場のホームページに予約期間や抽選期間などの情報を掲載してほしいとのご要望については、これらの情報を掲載している「さざんかねっとのガイドブック」をすぐに関覧できるように、松ノ木運動場のホームページにリンクを貼る見直しを行いましたのでご利用ください。

担当 スポーツ振興課

5 電車ホームドアの早期全面設置 令和6年5月13日受付

Q 電車ホームドアの早期全面設置は、全国民にとって安全安心に不可欠なものでしょう。杉並区の駅の設置率は低いように感じています。この件は既に議論されていると思いますがいつ頃までに完備される予定ですか。早期の完備を切に要望します。

A 杉並区では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の改正等を踏まえ、令和5年3月、「杉並区バリアフリー基本構想」を改定しました。その中で、分野別の方針として、可能な限りホームドア等を設置することや、ホームと車両の段差・隙間の解消、ホームの勾配についての注意喚起などを掲げ、駅プラットホームの安全対策を推進するとしています。

また、令和6年3月に改定した「杉並区総合計画・杉並区実行計画」では、「ユニバーサルデザインのまちづくり推進」を重点的に取り組む事業として位置付けており、その中で、誰もが安全に安心して区内の駅を利用することができるよう、鉄道事業者によるホームドア設置の支援に取り組むこととしています。

杉並区では、こうした取組の一環として、継続的に鉄道事業者にホームドアの設置を求めるとともに、令和4年には、ホームドア整備に関する補助金の交付制度を創設し、財政的な支援体制を整え、さらなる働きかけを行ってきました。

区内各駅の様態ですが、東京メトロの各駅には既に設置されており、京王井の頭線の久我山駅についても、令和6年度に設置が予定されています。また、このほかの駅については、京王井の頭線では2020年代中頃、京王線では2030年代前半を目標に全駅への設置が計画されているとのこと。JR中央・総武線の各駅では、令和13年度末頃までの整備を目標としているほか、西武新宿線については、諸条件を勘案しつつ検討を進めていると聞いています。

ホームドアの設置主体は鉄道事業者であるため、区内完備の時期をお示しすることは困難ですが、杉並区としましては、今後も、早期の設置に向け、引き続き鉄道事業者に対する働きかけを行っていきます。

担当 都市企画担当課

6 放課後や週末のこどもの居場所について 令和6年5月17日受付

Q 子どもたちの放課後や週末の居場所として、特に雨の日や酷暑の日、屋外で遊べないときの居場所がありません。ウェルファーム杉並の小学生ルームはとても狭いです。児童館は、小さい子どもがたくさんいて行きにくいそうです。

多くの問題があると思いますが、子供はすぐに大きくなってしまいますので、早めの対策をお願いします。

A 区の基本構想で定める子ども分野の将来像「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」を実現していくためには、子どもが成長段階に応じて安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めていくことが必要不可欠です。

現在、杉並区では、区における今後の子どもの居場所づくりの指針となる「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定に向けて取り組んでいます。この検討は、子どもの権利条約の内容、いわゆるサードプレイスの必要性や、この間、児童館の果たしてきた役割をどう継承するかなどの様々な視点を踏まえるとともに、利用者や地域の方々のご意見を伺いながら行っていく予定です。

担当 児童青少年課

7 育児休業中の保育園転園について 令和6年5月22日受付

Q 現在、育児休業中で、4歳と2ヶ月の子どもがいて、4歳の上の子は保育園に通っています。

秋ごろに杉並区内での引越しを予定しているのですが、引越しと同時期に転園できればと思っていました。しかし、転園が決まると復職しなければならないという決まりがあることを知りました。

復職が条件になると上の子と下の子を秋ごろ同時に転園・入園させなければならず、早めに復帰しなければなりません。もしくは、来年4月に2人同時に転園・入園という方法もありますが、そうすると4月まで上の子は引越し先から今の園まで送り迎えをしなければなりません。

この転園と同時に復職という決まりがどうしてもなのか疑問なのと、できればなくすことはできないかと願っています。

A 育児休業取得時の保育施設の継続利用（以下「育休特例」といいます。）については、保育の必要性の事由の一つとして、子ども・子育て支援法施行規則に列挙されているものです。ただし、この事由は国の技術的助言において、以下の①、②のいずれかの場合に該当し、児童福祉の観点から保育が必要と認めるときに、保育園の継続利用を可能とした旨、言及がされています。

① 次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合

② 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合

この技術的助言の内容を踏まえ、区では、子どもの発達上の環境を保ち続ける観点から育休特例を定めています。そのため、慣れ親しんだ保育施設を離れ、子どもの発達上における環境の変化が発生する転園は、当該趣旨から外れることとなるため認めない運用としています。

担当 保育課

8 緊急輸送道路沿いのマンションの耐震化について

令和6年5月24日受付

Q 青梅街道沿いのマンションの購入を検討するにあたり、緊急輸送道路の耐震診断の義務化や助成金による耐震化の支援事業を区として実施されていることを

知りました。現在も手厚く支援を行なわれているかと思いますが、首都直下型地震の発生が緊迫化する中で、すべての区民が真に安心して暮らしを送るためには、緊急輸送道路については耐震性能が基準に満たない建物がゼロであることが求められると思いました。

今後、診断だけでなく改修までの義務化や、さらなる支援事業の予定はあるのでしょうか。

A 杉並区では、杉並区耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進に重点的に取り組んでおり、耐震診断等の案内を個々の建物所有者等に配布するとともに、個別の相談等を行っています。

しかし、耐震改修工事については、例えば分譲マンションにおいて、所有者間の合意形成や工事自体が難しい場合が想定されます。また、個人の財産に関わることでもあり、耐震改修の義務化は困難であると考えられます。

今後も耐震化の重要性や、助成制度の普及・啓発に努めていきます。

担当 耐震・不燃化担当課